

間接諸税（印紙税等）の問合せ先について

令和8年7月10日より、以下の税務署で承っている間接諸税に関するお問合せについては、**横浜中税務署**が承ることとなりました。

○ 対象となる税務署

鶴見税務署・保土ヶ谷税務署・横浜南税務署・神奈川税務署・戸塚税務署・緑税務署
川崎南税務署・川崎北税務署・川崎西税務署・横須賀税務署・平塚税務署・鎌倉税務署
藤沢税務署・小田原税務署・相模原税務署・厚木税務署・大和税務署

○ 印紙税に関する問合せ先

文書の内容や事実関係の確認が必要な場合などは、横浜中税務署にて対応いたしますので、次の連絡先までご連絡ください。

【連絡先】

横浜中税務署 法人課税第2部門 電話番号 045-651-1321

※ お電話は自動音声案内での受付となります。ガイダンスに従って「2」番をお選びください。

○ 印紙税納付計器への過誤納充当請求について

印紙税納付計器への過誤納充当請求の場合は、事前に書類をお預かりして横浜中税務署が内容を確認し、所轄税務署から確認結果と印紙税納付計器への充当について連絡します。

なお、横浜中税務署における確認作業に一定の日数を要する場合がありますのでご承知おきください。

※ 印紙税納付計器の廃止に伴う過誤納確認申請（新たに設置する印紙税納付計器への充当請求を含む。）につきましては、直接、所轄税務署にお問い合わせください。

○ 「印紙税過誤納確認申請書」の提出先

印紙税過誤納確認申請書の申請手続きについては、内部事務センターに集約しております。恐れ入りますが、次の送付先までご提出をお願いいたします。

| 業務センター名 | 送付先 | 対象署 |
|-----------------|----------------------------------|-----------------------|
| 東京国税局横浜南業務センター | 〒236-8551 神奈川県横浜市金沢区並木3丁目2番9号 | 鶴見・保土ヶ谷・横浜南・神奈川戸塚・横須賀 |
| 東京国税局川崎南業務センター | 〒210-8606 神奈川県川崎市川崎区榎町3番18号 | 川崎南・川崎北・川崎西 |
| 東京国税局平塚業務センター | 〒254-8534 神奈川県平塚市浅間町9番1号 | 平塚・鎌倉・藤沢・小田原 |
| 東京国税局武蔵府中業務センター | 〒183-8510 東京都府中市本町4丁目2番地 | 緑・相模原・厚木・大和 |

○ 印紙税以外の間接諸税の取扱いに関するご相談について

印紙税以外の間接諸税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、電源開発促進税、たばこ税、たばこ特別税、自動車重量税又は国際観光旅客税）の一般的な質問につきましては国税局電話相談センター等で受け付けておりますが、特別な審理を要するご質問につきましては、東京国税局の消費税課諸税第3係（代表：03-3542-2111、内線3081）において受け付けております。

[揮発油税などの取扱いに関するご相談について](#)



（国税庁HP）

○ 間接諸税に関する一般的なご相談等への対応

間接諸税に関する一般的なご相談は国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご利用いただくか、国税局電話相談センター（ナビダイヤル：0570-00-5901）にご相談ください。

[国税に関するご相談について](#)



（国税庁HP）